Web 会議システムを利用した会議への出席について

当策定委員会『設置要綱の第9条』及び『運営要領の第10』 …委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める

《確認事項》

- 1 委員長が必要と認めるとき、委員は Web 会議システムを利用して会議に出席 することができる
- 2 Web 会議システムによる「出席」は、設置要綱第6条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす
- 3 一つの会議において Web 会議システムを利用する委員がいる場合には、委員 の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席す ることで、設置要綱第6条に定める会議成立の定足数を満たすものとする

《委員の配置》

